

平成 26 年 1 2 月 1 7 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ電力安全課

電気火災防止対策に係る調査等について

1. 電気火災防止対策を充実させるための調査

当省及び関係機関において、感電、火災の防止等に資するものとして、従前より漏電遮断器の設置を推進しており、普及率も 90% 近くに上昇したが、未だ未設置の需要家が 1 割強ある。その背景には、一般の住居については、需要家が自ら通常の使用、管理とともに地震発生時においても適切な対応をとることが期待されている一方で、漏電の危険性に対する認識や地震発生時の対応等について十分に理解されていない現状があると考えられる。

これら感電や火災防止に係る機器（以下、「漏電遮断器等」という。）の設置を更に推進するための効果的な方策を検討するため、電気火災防止対策の状況及び電気火災防止対策の普及方策に関する調査を実施中。

具体的調査内容は以下のとおり。

- ① 電気火災防止対策の実態調査（需要家に対するアンケートやヒアリングによる調査）
 - 漏電遮断器等の認知度、設置の有無及びその理由、設置の動機付け等を、年齢、性別等の属性、居住環境とともに調査・分析
- ② 関係機関等（電気保安協会、電気工事組合、リフォーム事業者等）による普及活動に係る調査
 - 関係機関等による漏電遮断器等の普及活動の内容、状況の把握、分析
- ③ 漏電遮断器等の普及のために活用可能な先進事例等調査
 - 消防機関、自治体等による防災機器の普及やメーカーによる製品改修の推進事例等の調査
- ④ 広告媒体の作成と広報のあり方の検討
 - 広告媒体の作成と効果的な広報のあり方の検討、取りまとめ

本調査結果を踏まえ、普及方策の改善策等を検討し、本検討会に報告したい。

2. 民間規程の活用

感震ブレーカー等の普及にあたっては、電気使用の態様（消費機器や保安装置の有無）や感震ブレーカー等動作時の事前準備及びその必要性が需要家ごとに異なることから、需要家の十分な理解の下に設置される必要がある。

他方、住宅において分電盤の工事等を行う時が感震ブレーカーの設置（普及）を可能とする貴重な機会であることから、その機会を捉えて感震ブレーカー等の設置について検討するプロセスを経る仕組みが必要である。

そのため、前述の調査結果に基づく普及啓発等の方策に加え、分電盤等の設計・工事に活用される民間規程（日本電気協会の内線規程等）において、本検討会で取りまとめる「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」を引用する等について検討することが望ましい。